

(相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱 第1号様式)

※ この申請書に署名する際、各内容について御理解の上、申請者本人が自署し、ご申請ください。

狭あい道路拡幅整備事業申請書

年 月 日

相模原市長 あて

土地所有者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、次の土地(後退用地等)を相模原市に寄附し、狭あい道路拡幅整備事業の実施について、裏面の要件を確認の上、申請します。

- 1 土地所在地 相模原市 _____
2 土地の概要 地 目 _____ 寄附面積 (測量確定後の面積) _____

※添付書類

- (1) 位置図
- (2) 公図写し (法務局が交付したもので、3ヶ月以内のものに限る)
- (3) 登記事項証明書(全部事項) (3ヶ月以内のものに限る)
- (4) 地積測量図
- (5) 委任状 (代理人申請の場合)

受付年月日	令和 年 月 日	受付番号		路線名	
-------	----------	------	--	-----	--

寄附受納の要件

- (1) 後退用地等が寄附されること。
- (2) 道路境界が確定していること。
- (3) 後退用地等の特定に要する隣接地との境界が確定していること。
- (4) 道路管理に支障となる私権の設定がないこと又は解除することが可能なこと。
- (5) 支障物件が存しないこと又は支障物件の移設等が可能なこと。
- (6) 後退用地等の隣接土地所有者全員の承諾を得ていること。
- (7) 後退用地等が存する土地に公共基準点を用いた座標から求積した地積測量図が備えられていること。
- (8) 私設上水道施設が存しないこと。
- (9) 私設下水道施設がある場合は、下水道管理者との間で当該施設の取扱いについて協議済みであること。
- (10) 道路の法面に擁壁等の築造を要する場合は、その高さ(根入れ部を除く。)が50センチメートルを超えないこと。
- (11) 道路の法下に擁壁等を築造する場合は、そのために必要となる土地が市に寄附されること。
- (12) 雨水排水について、公共用地を経由して既存の公共排水施設への流下が可能であること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

※後退用地の後退幅について

寄附いただく土地(後退用地)の後退幅については、建築基準法第42条第2項に定める基準によります。

※後退用地が角地の場合について

寄附いただく土地(後退用地)が、角地(他の道路と交差する土地)の場合、隅切地の提供をお願いしております。(市の基準により買い取ることができます。)

※後退用地の無償使用承諾について

後退用地の寄附を受けることが困難な場合は、寄附に代えて、市が後退用地を道路として無償で使用する事の承諾をいただくこともできます。

※後日、次の書類が必要になります。

- (1) 印鑑登録証明書
- (2) 資格証明書(会社法人等番号を有しない法人の場合)
- (3) 抵当権解除の承諾書(設定されている場合)
- (4) 嘱託登記承諾書